

2022(令和4)年度 学費等納付金内訳表

追手門学院 大手前高等学校 1年生

(単位：円)

	1学期分		2学期分	3学期分	1ヵ年分	参 考	
授 業 料		253,750	203,000	152,250	609,000	月 額	50,750
施 設 協 力 金		25,000	20,000	15,000	60,000	月 額	5,000
① 小 計		278,750	223,000	167,250	669,000		
教 育 振 興 会 費	7,500		6,000	4,500	18,000	月 額	1,500
P T A 特 別 積 立 金	12,500		10,000	7,500	30,000	月 額	2,500
生 徒 会 費	4,200				4,200		
旅 行 積 立 金 73期生	100,000		100,000	100,000	300,000		
学 習 費 73期生			30,000	30,000	60,000		
② 小 計	124,200	0	146,000	142,000	412,200		
銀 行 引 落 額 (①+②)	124,200	647,750		309,250	1,081,200		

※ 1学期授業料・施設協力金は就学支援金のランクが未定のため、2学期と合わせて徴収いたします。

※ 銀行自動振替日
 1期分(4月～8月) → 5月31日(但し、日曜・祝日・銀行休業日の場合は翌営業日)
 (納付締切日) 2期分(9月～12月) → 11月30日
 3期分(1月～3月) → 1月31日

※教育振興会費・PTA特別積立金は、PTAからの依頼により代理徴収します。なお、PTA特別積立金は、学校において積み立てている、施設の建設・大規模改修の費用や、その際の備品取得などに充てる資金の一部に充当するため、年度末にPTAから学校に寄附されます。

※生徒会費は、生徒会からの依頼により代理徴収します。

※山桜会費は、山桜会からの依頼により代理徴収します。なお、山桜会費は卒業年度にお支払い頂く学院同窓会の入会費です。したがって、内部生は既にお支払い頂いておりますので山桜会費を除く金額となります。

○大手前高等学校学費規程

〔平成2年12月14日〕
〔制 定〕

第1条 この規程は、大手前高等学校における「学生生徒等納付金」（以下「学費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条 学費の額については、毎年度始めにこれを定める。

第3条 学費は、学期毎に別に定められた期日までに納入するものとする。ただし、全期分を納入する場合は5月末日までに納入するものとする。

第4条 学期単位で学費を納入できない場合は、願い出により分納を許可することができる。ただし、入学時に納付する学費については、分納を認めない。

2 分納の願い出は、4月15日までに行うものとする。

3 分納の納入期限は、別に定める。

第5条 前2条の納入期限までに学費を納入しない場合は、生徒の保護者等に対して督促を行う。なお、この規程における保護者等とは、入学時の誓約書に署名した保護者及び保証人のことを指すものとする。

第6条 前条に規定する督促を行ったにもかかわらず、学費を納入しない場合は、納入期限から3か月を経過した日又は納入期限の属する年度末日のいずれかに該当する日をもって生徒を除籍する旨を、生徒とその保護者等に対して予告する。

第7条 前条に規定する除籍の予告を行ったにもかかわらず、なお学費を納入しない場合は、納入期限から3か月を経過した日又は納入期限の属する年度末日をもって生徒を除籍する。ただし、就学支援金、授業料支援補助金の補助金ランク変更に伴う追加徴収分は除く。

第8条 第6条に規定する除籍の予告を行った場合に、生徒の保護者等から学費納入の猶予の願い出があり、校長がこれを許可したときは、当該学年度内で校長が認めた期間内は、生徒の除籍を猶予することができる。

第9条 除籍された生徒が復籍を希望する場合は、除籍後1年以内に未納の学費を完納したときに限り、復籍を許可することができる。

第10条 生徒から退学又は休学の願い出があり、若しくは生徒を退学処分にした場合は、校長は直ちに事務長を経由して、その旨を財務課に連絡する。

第11条 財務課は、前条の連絡を受けたときは、直ちに当該生徒について学費の納入状況を調査して、その結果を事務長を経由して校長に報告する。

第12条 生徒が、学期の途中で退学（退学処分を含む。）休学又は留学規程に基づき留学（以下「留学」という。）する場合は、出席の多少にかかわらず、当学期分の学費を徴収する。

第13条 生徒の休学が当学期の全期間におよぶ場合は、学費を徴収しない。退学する生徒が学費を全納している場合は、次学期以降の学費を返還する。

2 生徒の留学期間中の学費は次のとおりとする。

(1) 生徒の留学が学期の全期間におよぶ場合は、当学期の2分の1を免除する。

(2) 交換留学生制度により、協定校で学費を免除される場合は、当学期の全額を徴収する。

(3) 交換留学生制度により、協定校から受け入れる生徒の学費は、当学期の全額を免除する。

第14条 休学又は留学している生徒が復学を願い出た場合は、校長は直ちに事務長を経由して、その旨を財務課に連絡する。

第15条 財務課は、前条の連絡を受けたときは、直ちに当該生徒について学費の納入状況を調査して、その結果を事務長を経由して校長に報告する。

第16条 学費の徴収についてこの規程に定めるほかに疑義を生じたときは、大手前高等学校は財務課に連絡し、協議の上、これを行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から実施する。

2 この規程の実施前に留学を認められたものについては、この規程を適用しない。

3 小・中・高等学校学費規程（昭和53年3月24日実施）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。